別表十一の記載要領第11号中「第36条第３項及び第７項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した金額」を「第36条第15項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第３項に規定する軽減対象所得金額又は令和２年改正令第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第36条第７項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第３項に規定する軽減対象所得金額」に改め、同号を同第11号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　当該事業年度において法第62条の９第１項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第１項若しくは第２項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第１項若しくは第２項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは第64条の13第１項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第61条の12第１項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。次号において「令和２年改正令」という。）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計（(別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「９の①」）⑸」の欄は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載すること。

別表十一の記載要領に次の11号を加える。

４　「所得基準額（(⑺又は別表十(一)付表「18」)×$\frac{40}{100}$）⑻」及び「特別控除額（(⑸又は別表十(一)付表「18」)×$\frac{40}{100}$×⑿）⒀」の各欄は、当該内国法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「⑺又は」及び「⑸又は」を消し、その他の場合には「又は別表十(一)付表「18」」を消すこと。

５　「要加算調整額　⒁」の欄は、租税特別措置法第60条第６項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一の次に次の１表を加える。